



2025年8月28日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード:2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先)代表取締役 田原 弘貴
電話03-6427-7380(代表)

異議申立てに対する決定の受領及び抗告申立てのお知らせ

当社は、2025年8月18日付「仮処分決定に対する異議申立てのお知らせ」で開示した異議申立て(以下「本件異議申立て」といいます。)について、東京地方裁判所から2025年8月27日付けで決定(以下「本件決定」といいます。)を受領しました。これに対し、当社は東京高等裁判所に対して、本日付けで抗告(以下「本件抗告」といいます。)を申し立てましたのでお知らせいたします。

記

1 仮処分決定及び異議申立ての経緯

(1) 仮処分決定の経緯

当社は、大阪地方裁判所堺支部の2025年8月4日付け臨時株主総会招集許可決定(以下「本件許可決定」といいます。)に基づき、同月14日に株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」といいます。)を開催することを予定しておりました。本件許可決定は当社が継続してZEDHDの株主であることを前提としたものであり、当社は、ZEDHDの株主として2025年8月14日を開催日として臨時株主総会を招集しておりました。

一方で、株式会社ネクスグループは2025年8月7日付けで、本件臨時株主総会において当社による議決権行使禁止の仮処分命令の申立てを行っておりました。当社は、2025年8月13日付けで東京地方裁判所より、本件許可決定に基づいて開催されるZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の本件決定を受けました。

当社は、これに対して、2025年8月18日付けで、東京地方裁判所に対して異議を申し立てました。

(2) 異議申立て及び抗告の概要

東京地方裁判所による本件決定は、本件異議申立てについて、2025年8月13日付けで東京地方裁判所がした仮処分決定を認可するものです。

本件決定は、2025年8月27日付け「調査者からの調査報告書(中間報告)の受領について」で開示した中間報告書の内容を踏まえた判断となっていないことから、当社は、本日付けで東京高等裁判所に対して、本件抗告を申立てました。

2 今後の方針

当社は、上記のとおり、当社は、ZEDHDの株主であることを前提とする本件許可決定を受けており、ZEDHDの株主として適法に議決権を行使することができるものと認識しております。

そこで、本件抗告のほか適切な法的手続を検討の上で速やかに実施し、開示すべき事項があれば適時開示いたします。

以上